

令和8年 10 月 15 日

「職域」における「働く障がい者」向け消費者教育研修の実施について

消費者庁新未来創造戦略本部と徳島県は、連携して、「働く障がい者」の消費者被害の未然防止と主体的な消費者力の向上の促進を目的とした研修をモデルプロジェクトとして徳島県内で実施します。併せて、研修を地域や施設で継続的に実施できる仕組みづくりに取り組みます。

1. 事業概要

消費者庁では、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」に基づき、学校、地域、家庭、職域など、ライフステージに応じた様々な場を活用した消費者教育を推進しています。近年は、社会人世代を対象として、職場を消費者教育の実践の場とする「職域」における従業員向け研修の充実に取り組んでおり、本事業は、その取組を障がい者就労支援施設へ展開するものです。

令和8年版「消費者白書」によれば、障がい者等の消費生活相談のうち、本人から寄せられた相談は 48.4%と、全体の半数程度にとどまっています。消費者トラブルの未然防止や早期発見・解決のためには、周囲による見守りに加え、障がい者本人が消費者トラブルに関する知識を身に付け、自ら被害に気付き、相談につなげる力を養うことが重要です。

こうした状況を踏まえ、消費者庁新未来創造戦略本部では、障がい者就労支援施設を一つの「職域」として位置付け、モデルプロジェクトとして、働く障がい者を対象とした消費者教育研修の実施及び継続的かつ自走可能な研修実施体制の構築に向けた仕組みづくりを徳島県を実証フィールドとして推進します。

本事業は、消費者庁新未来創造戦略本部と徳島県の消費者行政部局及び福祉部局が分野横断的に連携し実施する取組となります。

本事業を通じて、消費者被害の未然防止、金融リテラシーの向上及び主体的な消費者力の向上を支援するとともに、得られた成果や知見を踏まえ、他地域での展開に向けた継続的な消費者教育プログラムのパッケージ化に向けた検討を進めていきます。

2. 研修概要

本事業では、徳島県内の障がい者就労支援施設において、「お金の使い方」や「消費者トラブルへの対応」をテーマとした研修を順次実施します。まずは、障がい者支援施設「眉山園」、「社会就労センターかもな」において、徳島県消費者教育コーディネーターによる全体研修と、消費者庁新未来創造戦略本部客員アドバイザーによる知的障がい者を対象とした小規模研修を以下のとおり行います。

- ▶ 研修テーマ:「お金の使い方」、「消費者トラブルへの対応」
- ▶ 研修実施場所: 障がい者支援施設「眉山園」、「社会就労センターかもな」
(徳島市南庄町5丁目77-3)

▶ 日程

〈全体研修〉

講 師 徳島県消費者教育コーディネーター

第1回「安心して安全な生活のために～お金をきちんと使えていますか～」

10月27日(火)13時30分～15時

第2回「あなたは大丈夫?～消費生活トラブルにならないために～」

11月21日(土)10時～11時30分

〈知的障がい者向け小規模研修〉

講 師 消費者庁新未来創造戦略本部客員アドバイザー

第1回「おかねってな～に?」

11月5日(木)13時30分～15時

第2回「こまったなあ～どうしよう?」

11月17日(火)13時30分～15時

3. 取材申込について

本研修について、取材申込を受け付けます。

当日受付は不可となりますので、以下の事項を記載のうえ、事前にお申込みください。施設利用者の方への配慮のため、取材申込者には後日別途注意事項をお知らせいたします。

申込締切:研修各回2営業日前の17:00まで

申込先:お問い合わせ先の消費者庁新未来創造戦略本部メールアドレスにお申し込みください。

- ・社名
- ・氏名(ふりがな)
- ・連絡先(携帯電話及びメールアドレス)
- ・出席人数(カメラマンなどを含む)
- ・取材希望日
- ・取材希望内容(参加者への取材、施設職員への取材など)

以 上

【問合せ先】

消費者庁新未来創造戦略本部 堀江、高橋、仁木

電話:088-600-0000

メールアドレス:g.s.fukyukeihatu@caa.go.jp

徳島県生活環境部消費者政策課 花谷

電話:088-621-2175

徳島県保健福祉部障がい福祉課 渡邊

電話:088-621-2296